

令和8年度第1回京都市建設局指定管理者選定等委員会 議事録

1 日 時

令和8年4月10日（金） 10:00～11:30

2 場 所

京都市役所 分庁舎 第1、2会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略・五十音順）

- ・安達 晃史（同志社大学政策学部准教授）
- ・大庭 哲治（京都大学経営管理大学院教授）
- ・小川 圭一（立命館大学理工学部環境都市工学科教授）
- ・熊澤 美和（公認会計士・税理士）
- ・南部 啓子（税理士）
- ・日浦 有里子（税理士）
- ・深町 加津枝（京都大学地球環境学堂准教授）
- ・山口 敬太（京都大学地球環境学堂准教授）
- ・吉田 長裕（大阪公立大学工学研究科准教授）

(2) 事務局

京都市建設局建設企画部	田中部長
建設総務課	山口担当課長 三村庶務係長 香川
自転車政策推進室	山村基盤整備係長 三浦、川道、大西
みどり政策推進室	服部公園利活用第二課長 百々担当係長 岩坂
都市整備部市街地整備課	森本市街地整備課長 古川再開発施設管理係長 小出

4 内 容

別紙のとおり

<議事録>

(開始10:00)

【事務局説明】

<1 本委員会について>

(委員会の公開及び成立確認、委員長及び副委員長の選任)

本委員会の原則公開と全委員10名のうち過半数を超える9人が出席し、委員会が成立したことを確認した。

深町委員を全員一致で委員長に選出した。次に深町委員長が小川委員を副委員長に選任した。

<2 全体方針>

【事務局説明】

(資料1 京都市建設局における指定管理者選定等に係る方針について)

1 指定管理者制度について

(1) 制度概要～(6) 公募の原則

2 選定等の進め方

十分な審査時間の確保及び選定委員の負担を軽減するため、選定委員会の中に施設の種類ごとに3つの部会を設置し、選定委員会の委員が各部会に分かれて提案内容の審査を行う。

<部会メンバー>

駐車場部会	安達委員、大庭委員、日浦委員
駐輪場部会	小川委員、南部委員、吉田委員
公園等部会	熊澤委員、橋本委員、深町委員、山口委員

3 指定管理者制度導入施設

- ・観光駐車場 4施設
- ・路外駐車場 3施設
- ・道路附属物駐車場 2施設
- ・自転車等駐車場 16施設
- ・道路附属物自転車等駐車場 18施設
- ・公園等 4施設

全委員

全体方針について、了承

【事務局説明】

<3 駐車場及び自転車等駐車場に係るグルーピングの考え方について>

(資料2 駐車場及び自転車等駐車場に係るグルーピングの考え方)

- 駐車場のグルーピングについては、施設間の相互連携、管理運営事務の類似性等を考慮して、地域や種別ごとに、観光駐車場(A・B)、円山駐車場(C)、出町駐車場(D)、山科駅前再開発施設(E)の5つのグループ

	に分けて選定を行う。
全委員	駐車場のグルーピングについて、了承
【事務局説明】	○ 自転車等駐車場については、各自転車等駐車場の巡回等の管理業務や、鉄道事業者との連絡調整等の観点から、鉄道沿線別に地下鉄沿線（A）、JR沿線（B）、近鉄沿線（C）、阪急沿線（D）の4つのグループに分けて選定を行う。
全委員	自転車等駐車場のグルーピングについて、了承
【事務局説明】	<p>< 4 公募の例外について ></p> <p>（資料3-1 公募除外施設となる京都市御池駐車場について）</p> <p>（資料3-2 公募除外施設となる京都市鴨東駐車場について）</p> <p>○ 公募除外となる駐車場施設（御池、鴨東）の説明</p>
【質疑応答】	
委員	鴨東駐車場の償還完了予定は。
事務局	未定である。
全委員	公募の例外について、了承
【事務局説明】	<p>< 5 募集要項及び審査基準（案）について ></p> <p>（資料3-1 御池駐車場）</p> <p>（資料3-2 鴨東駐車場）</p> <p>（資料4-1、4-2 駐車場）</p> <p>○ 非公募2施設の申請要項及び審査基準（案）、駐車場8施設の募集要項及び審査基準（案）の説明</p>
【質疑応答】	
委員	新規参入促進のための「1点差以内の僅差なら次点を指定」という規定と、1社独占による効率的な運営・利用者への還元とのトレードオフをどう議論したか。また、インセンティブの評価設計では多くの事業者が「25%」を提案するのではないか。
事務局	1社独占のメリットもあるが、今回は逆転規定を明確化して運用したい。インセンティブは提案の幅を広げるため点数制（最大25%）とした。市の支出増の側面はあるが、新規参入や提案の質の向上は市のメリットになると考え

ており、25%提案であってもこの内容で進めたい。

委員

5%刻みの点数変化は事業者への影響が大きい。評価の「物差し」や設定根拠を説明いただきたい。

事務局

現行のインセンティブ率10%を「9点」の基準として設定した。標準的な提案であれば現行水準を維持できる設計であり、事業者が不利益を感じるものではない。

委員

基準が10%・9点であることを認識して評価に臨みたい。

全委員

駐車場の募集要項及び審査基準について、了承

【事務局説明】

(資料5-1、5-2 自転車等駐車場)

○ 33施設の募集要項及び審査基準(案)の説明

【質疑応答】

委員

利用者のヘルメット装着やマナー指導を管理者に義務付け、加点対象とするなど考慮できないか。

事務局

重要な観点のため、内部で検討し配点への反映を考えたい。

委員

シェアサイクルの普及など環境が変化する中、事業者の独自性や柔軟な対応を引き出すことが重要だ。

事務局

固定額の引き下げやインフレスライドの採用等を通じ、新たな提案を引き出したい。

委員

我々は配点の変更を意識して採点する必要がある。

委員長

ただ今のご指摘を踏まえた審査基準等の確認については、委員長に一任いただきたい。

全委員

了承

【事務局説明】

(資料6-1、6-2 京都市梅小路公園)

(資料7-1、7-2 京都市宝が池公園子どもの楽園)

(資料8-1、8-2 京都市円山公園)

(資料9-1、9-2 東本願寺前市民緑地)

○ 公園等4施設の募集要項及び審査基準(案)の説明

【質疑応答】

委員

利用料金還元金の配点が2点と低い理由は。また、東本願寺前市民緑地の還元率はもう少し上げられないか。宝が池公園子どもの楽園における自主事業について、公園に求められる新たなニーズや公園の利活用に関する取り組みを具体的に記載してはどうか。

事務局

次期指定期間においては、指定管理者の意欲を高め、公園の賑わいづくりをしてもらいたいと考えていることから、還元金を重視していないため、配点を低くしている。梅小路公園の還元率においては、大規模イベントに係る最低還元率は50%としているが、大規模イベントの件数が増加すれば、指定管理者の収入が増える仕組みとなっており、事業者の意欲を高める仕組みとしている。

東本願寺前市民緑地は現状、平日も予約が埋まっている状況であり、これ以上のイベント数の増加は難しい状況であることから、最低還元率について他公園と同様に5%と設定している。

宝が池公園子どもの楽園については、御指摘を踏まえ、反映できるよう検討する。

委員

大規模イベントの最低還元率50%の考え方を詳しく教えてほしい。

事務局

昨年度実績だと、年間1件のみが対象である。次期指定期間からイベント利用に係る公園の利用料金については、指定管理者が収入することから、利用料金収入が著しく減少した場合のリスク分担として、指定管理料に相当額を上乗せしている。その分を利用料金還元金の一部として市に返してもらうという考え方である。

委員

指定管理者のインセンティブを設ける目的なら、2件目以降の還元率を工夫するなど、提案の中で評価できる仕組みがあれば、より意図に沿った提案がいただけるのではないか。

事務局

実績ベースで考えると、大規模利用2件目以降は最低還元率5%の対象(最低還元率50%の対象外)となり、指定管理者のインセンティブを確保する制度設計となっている。なお、イベント利用全体に係る最低還元率5%を超える提案があれば、審査で評価する形になる。

委員

梅小路公園において、大規模利用に係る還元率と全体に係る還元率の2つ

を提案できたほうがよいと思うが、2つとも提案の対象か。

事務局

梅小路公園においては、大規模利用に係る最低還元率及びイベント利用全体に係る最低還元率の両方を提案いただくこととしている。

委員

今の指定管理者である京都市都市緑化協会は減点項目になるような事案はあったか。新たな事業者の参入を促したいとの思惑があるのか。

事務局

減点に該当する事案はない。広く参入を促したいと考えている。

全委員

公園等の募集要項及び審査基準について、了承

(終了 11 : 30)